

## 避難指示の長期化に伴う賠償の考え方について（論点整理） （案）

〔 本資料は、審査会における議論のために作成したものであり、指針の内容、損害の範囲について何ら予断を与えるものではない。 〕

帰還困難区域においては、原則として、少なくとも事故後6年間は避難指示が解除されず、住民の立入りが制限され、本格的な除染が実施されていないなど、現段階では避難指示解除までの見通しを立てることが困難であり、避難指示が事故後6年を大きく越えて長期化する可能性がある地域も存在する。

このように避難が長期化する可能性のある住民にとって今後の生活の見通しをつけるためには、第二次追補までに示した賠償の考え方に加え、避難指示の長期化に伴う今後の賠償の考え方が明らかにされる必要があるのではないか。

また、避難者が元の自宅を離れて長期間生活するにあたっては、現在の仮設住宅等での生活を継続するのではなく、長期間の居住が可能な通常の住宅へ転居することが想定されるが、避難指示解除の見通しや被害者の状況等に応じ最終的には以下のような類型を想定することができるのではないか。

- 【類型1】 帰還困難区域に持ち家があり、他所で取得した住宅に、恒久的に移住する場合
- 【類型2】 帰還困難区域に持ち家があり、他所で取得した住宅に転居し、帰還等を待つ場合
- 【類型3】 帰還困難区域に持ち家があり、借家に転居し、帰還を待つ場合
- 【類型4】 事故前、帰還困難区域の借家に居住しており、借家に転居する場合

上記の類型も考慮し、避難指示の長期化に伴う賠償について検討するにあたっては、以下のような論点があるのではないか。

### 1. 追加的な精神的損害はどのように賠償されるべきか。

- (1) 中間指針第二次追補においては、帰還困難区域における600万円の精神的損害額を示す際、「帰還できない期間が長期化する等の個別具体的な事情によりこれを上回る額が認められ得る。」としている。
- (2) 類型1～4について、最終的に移住するか帰還するかを賠償がなされる時点で判断することは困難である。一方、以下のように、理論的には、帰還するか否かによって精神的損害の内容が異なるが、これらをどのように算定すべきか。

#### ○恒久的に移住する場合

長年住み慣れた住居及び地域における生活の断念を余儀なくされた等の精神的苦痛

## ○最終的に帰還する場合

長年住み慣れた住居及び地域を離れて生活し、戻る見通しのつかない等の精神的苦痛

### 2. 避難費用としての宿泊費等はどのように賠償されるべきか。

- (1) 中間指針第二次追補では、「宿泊費等が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある」、「例えば従前の住居が借家であった者については、当面は宿泊費等の全額とし、一定期間経過後は従前の家賃より増額の負担を余儀なくされた場合の当該増額部分とすることが考えられる」、「例えば従前の住居が持ち家であった者の居住していた不動産の価値が全損となった場合については、その全額賠償を受けることが可能となった時期までを目安とすることが考えられる」としている。
- (2) 類型1及び2について、宿泊費等は、一般的には、居住していた不動産の全損の賠償を受けることが可能となった後、住宅を購入し転居することが可能になるまでの間賠償されるべきと考えて良いか。
- (3) 類型3及び4について、宿泊費等(家賃)は継続して発生し続けることとなるが、このような場合、避難指示の長期化に伴う宿泊費等の賠償をどのように考えるか。

### 3. 避難指示解除準備区域及び居住制限区域について

避難指示解除準備区域及び居住制限区域においては、未だ避難指示解除の時期は具体化されていないが、既に住民の立入りが自由となり、復興に向けた除染、インフラ整備等が進められている地域も多く、避難指示解除の条件を満たした段階で、順次、避難指示が解除されることとなっている。

このため、仮に解除までの時期が現在の予定より長期化する場合も含め、避難に伴う精神的損害額や避難費用の算定は、原則として中間指針第二次追補までの考え方のおりとして良いか否か。